

第 38 回 岩国市都市計画審議会

議 事 録

令和 6 年 8 月 5 日

第 38 回 岩国市都市計画審議会会議録

○日 時 令和 6 年 8 月 5 日（月曜日） 14 時 00 分～16 時 00 分

○場 所 岩国市役所 6 階 全員協議会室

○次 第

1 開 会

2 議 事

（1）議事録署名委員の指名について

（2）報告第 21 号 岩国市都市計画マスタープランの改定について

（3）報告第 22 号 岩国市立地適正化計画の改定について

3 閉 会

○出席者〔委員 15 人〕

委 員（1 号委員） 塚 本 俊 明

市 川 英 之 廣田 登志子

豊 島 貴 子 梅 川 仁 樹

（2 号委員） 武田 伊佐雄 藤 本 泰 也

桑 田 勝 弘 長 岡 辰 久

（3 号委員） 田 村 桂 一（代理：大 下 孝 志）

内 田 健

野 嶋 秀 範

（4 号委員） 吉 野 俊 一 河 本 富 枝

高 澤 亮

○欠席者〔委員 2 人〕

委 員（1 号委員） 榊 原 弘 之

（4 号委員） 綿 谷 孝 司

○傍 聴〔0 人〕

〔14 時 00 分 開会〕

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから、第 38 回岩国市都市計画審議会を始めさせていただきます。本日は、大変お忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。私は、本日司会をいたします都市計画課の田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、会議の開会にあたり、内坂都市開発部長からご挨拶申し上げます。

○内坂部長 みなさんこんにちは。都市開発部長の内坂でございます。本日は大変お忙しい中、第 38 回都市計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また平素より市政並びに都市計画行政の推進にあたり、ご理解、ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。さて、本日の審議会は、2 件の報告を予定しております。

はじめに、1 件目の報告「岩国市都市計画マスタープランの改定」についてですが、前回 5 月の本都市計画審議会において、都市計画マスタープラン改定についての報告をさせていただきましたが、今回、住民意向調査である市民アンケート調査等の実施方針がまとまりましたので、報告させていただきご助言等いただきたいと思いますと考えております。

2 件目の報告につきましては、これまで審議会でご報告させていただいておりますが、令和 4 年度から改定作業を行っております岩国市立地適正化計画について、改定内容を審議している、岩国市立地適正化計画推進協議会の第 4 回目の報告として、改定版、岩国市立地適正化計画素案についてのご説明を行いたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、本日の委員の出席についてご報告申し上げます。3 号委員の田村委員は、本日、公務のため、山口河川国道事務所総括保全対策官大下代理委員にご出席いただいております。本日、委員 17 名のうち、現在代理出席者 1 名を含む 15 名の出席がありますので、「岩国市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項」の規定による定足数を満たしており、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。先日、開催通知とともに、委員名簿、A 3 用紙の都市計画マスタープランの説明資料、A 4 用紙の立地適正化計画の説明資料、A 4 用紙の立地適正化計画素案を送付させていただきました。そのほかに本日席に配布しております資料として、資料①議事日程、

資料②配席表、資料③岩国市立地適正化計画推進協議会名簿を配布させていただきます。

以上となりますが、不足資料等はございませんでしょうか。

なお、本日の会議は、「岩国市都市計画審議会条例施行規則第 12 条」の規定に基づき公開で行います。

また、本日の協議会につきましては、終了予定時刻をご案内のとおり 15 時 30 分としておりますので円滑な進行にご協力をお願いいたします。それでは、ここからは、塚本会長に議事進行をお願いします。塚本会長よろしくお願いします。

○塚本会長 はい、皆様暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。あんまり暑すぎて口が回っていないですけども、今日は報告事項があるとのことですので、円滑に会議が進めばいいなと思っております。お手元に配布してあります議事日程に基づき、議事を進めさせていただきます。

はじめに、日程第 1「議事録署名委員の指名について」でございますが、本日の会議を進めるに当たりまして、岩国市都市計画審議会条例施行規則第 13 条では、「会長は、会議の議事録を作成し、会長の指名した委員 2 人が署名の上、保存するものとする」と規定されているため、豊島委員、藤本委員を本日の会議の議事録署名委員に指名します。よろしくお願いします。

次に、日程第 2、報告第 21 号、岩国市計画マスタープランの改定についてでございます。都市計画マスタープランの改定につきましては 5 月の都市計画審議会です今年度、来年度の 2 か年で実施するとの報告がありましたが、今回は住民意向調査の方針についての報告があるとお聞きしていますので、事務局より説明をお願いいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、「報告第 21 号 岩国市都市計画マスタープランの改定について」ご説明させていただきます。

前回の都市計画審議会において、今年度、来年度の 2 か年で都市計画マスタープランを改定することをお伝えしましたが、今回は改定に向けて住民意向調査として最初に行います、市民アンケート調査等についての報告を行います。次のページをご覧ください。

本日の説明内容ですが、まず最初に前回の報告内容について簡単に説明させていただき、次に今回行うアンケート調査の説明の前に前回平成 28 年に実施しましたアンケートの調査結果についての説明を行い、今回実施する住民意向調査の概要説明、最後に今後のスケジュールについてご説明させてい

たきます。それでは次ページをご覧ください。

それでは、前回の都市計画審議会にてご説明させていただきました、都市計画マスタープランの概要を改めておさらいの意味を含めてご説明いたします。

都市計画マスタープランとは、都市計画法の第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、概ね 20 年先の将来像を見据えた計画となります。

条文を記載していますが、青文字で記載しているのは、市が目指す将来像、政策の基本方針等を定めた本市の最上位計画である岩国市総合計画です。

次に赤文字で記載しているのは、山口県都市計画課が広域的観点からの都市計画の基本的方針として、県内の都市計画区域の地域特性を踏まえ定めた都市計画区域の整備、開発、保全の方針です。

この 2 つの計画に沿った形で、緑文字で記載しているのが、岩国市の都市計画に関する基本的な方針である岩国市都市計画マスタープランとなります。

3 つの計画の位置づけについては次のページでも説明します。

関係の位置付けをまとめますと、政策の具体化として市の政策目標と、また法令順守として都市計画関連法令等とそれぞれ連携、整合を図り、住民に最も近い立場にある市として、その創意工夫のもと住民の意見を反映し、まちづくりの将来ビジョンを確立するとともに、将来の目指すべきまちの姿を定めるものが都市計画マスタープランとなります。

なお、立地適正化計画との関連性については緑色の図面枠内にあるとおり、「都市計画行政にかかる施策の総合的な方針」として都市計画マスタープランがあり、その中で、今後の見込まれる人口減少、少子高齢化社会を踏まえ、持続可能なまちづくりとして集約型都市づくり実現のために、都市計画区域内での土地利用の誘導、居住の集約を図っていく計画が立地適正化計画となっております。次のページをご覧ください。

次に都市計画マスタープランの実施体系についてですが、今後の道路、公園といった都市計画事業への展開を図るとともに、その他の都市計画に関する関連計画として、例えば市の公園整備や緑地保全等に関する計画である「みどりの基本計画」や市の公共交通政策の基本計画である「地域公共交通計画」等の関連計画の策定における指針となっています。次のページをご覧ください。

次に、今回の改定の趣旨についてですが、現行計画の目標年次は、令和 7 年 2025 年となっており、また上位計画である岩国市総合計画及び県の都市計画区域マスタープランも改定されており、さらに他の関連計画も更新されております。

そのため、現計画の施策の実施状況等についての検証を行い、住民意見を踏まえ今後の都市の将来像を明確にし、まちづくり方針を決定するための新た

なマスタープランの改定を行います。

改定作業については、昨今の社会情勢等を踏まえ、安全、安心で持続可能な都市づくりといった観点から内容を検討していきたいと思います。次のページをご覧ください。

次に、策定体制についてです。改定作業は令和6年度、令和7年度の2か年で進めていきます。図の中の緑文字で記載しておりますが、改定案につきましては、市民意見の集約を踏まえ、庁内関係部署と協議、調整を行い、都市計画審議会でのご意見、ご助言を踏まえ、案の作成を行います。

赤文字で記載しておりますが、令和7年度末頃に最終案を都市計画審議会に諮り、承認をいただいたのち、公表していきたいと考えております。

なお、右下枠内にあります、事務局の中のコンサルタントについては、先月、公募型プロポーザル方式において業者選定を行い、都市計画コンサルタントの株式会社オオバに決定いたしました。現在契約の手続き中ですが、次回都市計画審議会からはコンサルにも出席していただき、専門的な観点からの資料提示を行い、審議していきたいと考えております。次のページをご覧ください。

次に、前回ご説明しました2か年の改定スケジュール予定です。

前回報告しました予定では8月に都市計画審議会での報告を予定としておりませんでした。市民アンケート調査等の方針がまとまりましたので、今回の都市計画審議会のなかで、ご報告し、ご意見を踏まえたいと、市民意向を幅広く収集し計画に反映していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

市民アンケート調査等の方針については後ほどパワーポイント資料の9ページ以降でご説明いたします

それでは、今回の報告のメインとなる住民意向調査アンケート調査の方針を説明する前に、参考として前回平成28年に実施したアンケート調査について、実施方法や質問内容、結果についてご説明します。

次のページから現計画書P.112以降に記載しております前回のアンケート調査の概要から前回の結果について簡単にご説明します。

平成28年に実施しました前回のアンケートについては、調査期間は40日程度、調査方法は、住民基本台帳から市内に在住する18歳以上の市民を対象に無作為に抽出し、郵送による調査を行いました。配布数は、3,500通で、回収数は1,496通であり、回収率は42.7%となっています。回答者として、男女比はほぼ同数、年齢別としては60歳以上が6割近くを占めています。

その他居住地域、市内での居住年数、住宅様式等の回答結果はお手元の資料のとおりとなります。次のページをご覧ください。

最初に、「現状の生活環境に対する評価」についてですが、P. 114 左側のグラフが平成 28 年、右側のグラフが平成 20 年度の調査結果です。

それぞれ「緑の豊かさ」「自然の豊かさ、きれいさ」の自然環境の良さに対して満足度が高くなっております。

次に右側の P. 115 の今後のまちづくりにおいて特に大事ものとしては、「災害に対する安心感」が最も高く、次いで「公共交通機関、医療施設の利用しやすさ」「買い物の便利さ」等の日常生活の利便性に対する取り組みへの意向が高くなっています。次のページをご覧ください。

次は岩国市の都市づくりの在り方に関する質問です。①市街地開発と交通体系の整備についての質問では、市街地開発に関する意識では「環境保全や効率的な財政投資のため、山地や農地の開発は抑制すべき」が半数以上を占めております。

また、3 つ目の交通体系に関する意識では「自家用車に頼らない交通体系の整備が必要」が 6 割強を占めています。

次に 117 ページ②景観の保全、形成については「歴史など地域の資源を大切に活用」が半数以上を占めております。

③「商業振興、にぎわいの創出」については、「中心部の活性化」が重要との意識が高いものの、「幹線道路沿いの商業施設の増加」の意識も高く、中心部だけでなく郊外型のにぎわいも求められております。次のページをご覧ください。

P. 118 では、「活力ある都市に向けた望ましい都市の姿」の質問に対しては、「豊かな自然に恵まれた環境を活かした都市」が多くなっており、これは岩国市都市計画マスタープランにおける、市の将来像につながっております。

P. 119 の住み続けるための望ましい住環境についてですが、これは先ほどの P. 115 「今後のまちづくりにおいて大事なもの」と関連するものであり、回答についても同様の傾向が見られ、施設の充実や集積、公共交通の利便性を求める意向が上位を占めております。次のページをご覧ください。

P. 120 の「重点的に取り組む必要のある交通施設」については、「渋滞の解消や都市間の移動を円滑にするための幹線道路の整備、改良」が 45.8%と回答者の半数近くが選択されており、道路網の整備が強く求められていることから本計画における重点プロジェクトの一つとして「幹線道路整備の促進」を掲げ、国道 2 号、188 号の渋滞解消、都市間ネットワークの強化として、岩国大竹道路、藤生長野バイパス等の整備促進を行っております。

P. 121 の「優先して取り組む必要のある災害対策」については、避難所の充実のほか、水害対策、土砂災害対策の推進、ライフラインの強化等の回答

が高くなっております。次のページをご覧ください。

P. 122 の「身近な場所にほしい公園」については、「災害時の避難場所など防災機能重視の公園」が 37.6%と最も高く、防災意識の高まりを受け、市内の公園における防災機能の整備につながっております。

最後、P. 123 は「まちづくりへの参加意向」に関する項目については、各種取り組みに関して参加意向を持つ回答が多くなっており、身近な地域づくりへの参加意識が高くなっております。以上、簡単ではございますが、前回調査結果の報告となります。

続きましては、今回行う予定としております住民意向調査についてご説明します。住民意向については、市民アンケートや意見交換会などを通じて、住民の意向やニーズを把握し、都市計画マスタープランの改定に反映させたいと考えています。

また、都市計画法においても「市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と定めていることから、今回の都市計画マスタープラン改定においては、以下の4つを中心に行います。

まず、1つ目に「市民アンケート調査」として市内在住者のうち 3,000 人を対象に行います。詳細については後程ご説明します。

2つ目は、「高校生のアンケート調査」として市内の高校に通う高校3年生を対象に行います。

3つ目は、「地域別ワークショップの実施」です。地域別構想の策定段階において、各地域ごとに行い、地域別構想に意見反映を行います。

4つ目は、パブリックコメントの実施です。こちらは来年の秋頃を予定していますが、作成した素案に対し、市民の皆様からのご意見をいただく場を設け、市民意見の反映を行いたいと考えています。この際には、計画に対する住民説明会も合わせて実施する予定としております。次ページ以降でそれぞれの詳細について説明します。

それでは、1つ目の市民アンケート調査の概要についてです。市民アンケート調査は、まちづくりに対する市民の意見、要望、評価などを把握し、計画策定の基礎資料とするため実施します。対象者は、岩国市在住者で地域別、年齢別を考慮したうえで無作為に 3,000 人抽出します。

設問数は 15 問程度を予定しています。配布方法は前回同様に、郵送配布を予定しています。

回答期間は予定として今年の 10 月～11 月のなかで実施したいと考えています。

回答方法は、前回同様に回答用紙を返信用封筒にて送付していただく郵送

回答と、アンケート調査票に QR コードを記載し、電子回答を行う 2 種類を考えています。次のページをご覧ください。

市民アンケート調査を行う上でのポイントとして、まず、1 つ目に過去の都市計画マスタープランの住民アンケート調査結果との比較です。先ほど前回の調査結果で説明しましたが平成 20 年、平成 28 年と過去 2 回同じ設問を設定し、住民意識の変化を確認していることから、今回の調査においても質問項目を精査したうえで、同じ設問項目を設定し、まちづくりに関する社会情勢等を踏まえた住民意識の変化を確認したいと考えています。

2 つ目は回答率向上のため、Web 回答を選択肢の一つにすることです。前回実施の平成 28 年の調査では、10 歳代から 30 歳代の回答率が約 14% と低かったこと、ここ数年実施している市のアンケート調査の回答率が減少傾向にあることなどから、Web による回答を導入し、スマートフォン等を活用して回答を行いやすい環境にして、回答率向上に繋がりたいと考えています。

3 つ目が設問項目の最適化です。令和 5 年に実施した総合計画および令和 5 年に実施した市民満足度調査等の市民アンケート調査結果を活用し、今回アンケート調査行ううえでの重複調査項目を避けるとともに、過去 2 回の調査結果の検証を行い、社会情勢等の変化を踏まえた設問項目の最適化を図ります。市民アンケート調査の概要は以上です。

次に高校生アンケート調査の概要です。この調査は、市内の高校生の日常生活行動を把握し、計画の全体構想や地域別構想の方針に高校生の考えを反映することを目的に調査を行いたいと考えています。内容としては、就職や進学、通学方法、市内でよく利用する施設、市内で不足する施設等を把握していきたいと考えています。

対象者は岩国市内の高校に通う高校 3 年生、約 1,000 人に対して実施します。設問数は 10 問程度で自由記述を設ける予定です。配布方法は各高校に対して、直接依頼を行い、紙調査票を配布する予定です。回答期間は令和 6 年 10 月中を予定しています。回答方法については、ホームルーム等で各生徒に配布し、記入後、学校内に回収箱を設置し回収する予定です。

なお、生徒や先生方の負担にならないよう 10 分程度で回答できるように設問調整します。次のページをご覧ください。

次に高校生アンケート調査を行う上でのポイントですが、まず 1 つ目に、およそ 20 年後の将来を担う若い世代からの意見集約を行い、人口減少社会の中、若い世代が岩国市に住んでもらうために必要な項目等を把握し、今後のまちづくり方針等に反映させていくことです。

また、選挙権を持つ年齢になることから、生徒ひとりひとりに地域の問題解決やまちづくりに関心を持つきっかけとなれればと考えています。

2つ目として、回答率向上のため、紙アンケート調査での回収とすることです。これは、市内の高校において、スマートフォンの校内使用が禁止されている高校が多数のため、Web 回答をする場合、自宅等に帰って回答するが想定され、回収率の低下が見込まれることから、ホームルーム等の僅かな時間を利用して回答し、学校内で提出ができる、紙回答で行いたいと考えています。

3つ目が、適正な設問項目の設定です。これは、令和5年に実施しました総合計画策定において高校生アンケート調査を実施していることから、重複調査項目を避け、適正な設問項目を設定します。高校生アンケート調査の概要は以上です。

次に地域別ワークショップの実施についてです。

これは地域の魅力や地域の課題を地域住民との会話の中から発掘し、「地域別の将来像や都市づくりの方針策定のヒント」を導き出し、地域別構想に反映したいと考えています。そして地域の問題解決やまちづくりに関心を持つきっかけをつくり、協働のまちづくりの実行に繋げていきたいと考えています。

ワークショップの予定ですが、まずはじめに都市計画マスタープラン及び全体構想について説明を行ったのち、参加者をグループに分けて、地域の強み、弱み等の意見抽出を行い、地域特性を活かした、地域別構想にしていきたいと考えています。

参考までに右側に、以前実施した南岩国駅前地区におけるワークショップの写真を掲載しております。地域特性の洗い出しやその地域での必要なことなどを地域住民と一緒に考えていきたいと考えています。

以上ご説明しました4つの方法で住民意向調査を行いたいと考えております。

今後実施する住民意向調査については、方法や内容などについて都市計画審議会のご意見等踏まえながら実施したいと考えておりますので、ご意見等いただけたらと考えています。次のページをご覧ください。

最後に現時点での2か年の改定スケジュール予定です。今年度は市民アンケート調査を行うとともに、総合計画や各種関連法令、計画の最新情報の収集を行い、都市づくりの方針（全体構想）についての取りまとめを行い、来年の2月に都市計画審議会へ報告させていただきたいと考えています。

その後、令和7年度に意見交換会、ワークショップを行い、地域別構想の取りまとめ、パブリックコメントを経て、最終案の報告を令和8年2～3月頃に行いたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上で、報告第21号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○塚本会長 はい、ありがとうございました。この都市計画マスタープランについて、今年度と来年度の２年間で策定されるとのことですが、その中で、今回は、まず住民意向に関してどのような形で意向を把握していくのご説明だったと思います。そして、すこしだけ確認させていただきます。最後の説明の中で、今日が第２回目であり、今回含めて３、４、５までが報告であり、これは審議というよりは意見をいただくことという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 そのとおりです。第３回目につきましては、全体構造の取りまとめができました段階で一旦ご報告させていただき、第４回目につきましては地域別構造、第５回目につきましては最終案の内容を報告させていただきます。

○塚本会長 逆に言いますと、第６回目は正式に諮問されたものについて、こちらで審議するといった、いわゆる了解するという審議でよろしいでしょうか。

○事務局 そうですね、最後の令和８年２月、３月につきましては、最終報告という形で諮問、答申することを予定しております。

○塚本会長 今事務局から説明があったとおり、都市計画審議会の最後とそれまでの開催は性格が異なるということで、第５回目まではここでご報告させていただいて、それに対して皆さんのご意見を反映させる形で作業を進めていくということです。その途中でダメと言っても、それは違うということだと思います。そして最後は諮問させていただいて、この都市計画審議会です承が出ないと決まらないということです。これを少しだけ補足させていただきました。

今日はそういう意味で報告ということで、内容としては、現行都市計画マスタープランでどういう住民意向を把握していて、どういう結果だったのかっていうのが前半でございまして、後半は、今回の改定でどういう立て付けでどういう内容、内容まではあまりなく、どのような形で進めるといったご説明だったと思います。

前回実施した内容についてご説明もありましたが、今回、後半でご説明がありました形で住民の意見を把握しようとしているということにつきまして、少しご質問なり、こういう形で進めていけばいいとのご意見なりご助言

というのをぜひお願いしたいと思います。それでこれからご自由にご発言いただければと思います。よろしくお願いします。

○武田委員 少しこれまでのご説明で確認したいことありまして、コンサルタントが決まったということで、次回以降、コンサルタントの方からも説明があるという説明だったと思います。そして、今日の住民意向調査についての説明の中で、前回のアンケートという話がありましたが、今回実施するアンケートについては、次回具体的にどういう質問にするというのは確認できるのでしょうか。

○事務局 アンケートにつきましては、先ほどご説明いたしました10月に実施を考えており、それまで都市計画審議会の開催予定がありませんので、住民アンケート調査、高校生アンケートは案がまとまりましたら、9月下旬をめどに委員の皆様へ郵送にて配布させていただき、ご確認いただきながらご意見等いただけたらと考えております。

○武田委員 9月ぐらいだったら、10月に実施するのに意見言って、修正するのに時間がかかる話なのかなと少し疑問に思います。よく意識調査の中でアンケートをしますので、私自身PTA関係とかでよくアンケートが来て、事務局にも少し留意していただきたいのは、やはりアンケートのためのアンケートにならないように、そして意識調査されるのであれば回答者が回答の判断に迷うようなことがないように、回答者側に立った説明や文章表現を留意していただきたいかなと思います。

そして、まとめにつきましても、やはり前回調査をみたら、回答率が50%以下のものに対して、市のために会議があつたら参加するよという回答率が44パーセントということで、全体からしたら結局2割ぐらいしかいないわけです。そういう意味では、得られた回答をどう使うかっていう観点も忘れずに、そういったところも考えてほしいかなと思います。前回との比較という意味ではやはり前回の設問等は参考にはされるでしょうけど、可能な限り、その改善できるものがあれば、回答者にとって分かりやすいアンケートの設問というのをぜひお願いしたいと思います。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。今のご意見について事務局から何かございますか。

○事務局 はい、いただきましたご意見、アンケート調査の設問項目を検討す

る中で、しっかりと検討していきたいと考えております。ご意見ありがとうございました。

○塚本会長 はい、ありがとうございました。今のようなご意見やご助言でも結構でございますので、ぜひお願いいたします。

○豊島委員 アンケート関連で教えてください。高校生のアンケートの時に適正な設問の項目を設定いたしますと説明しておられますが、同じ設問を設定することで、その時その時の高校生の意識の変化が定点で分かるというイメージで私は思いますが、項目を変えてしまうと意識の変化を考えることが非常に難しいのではないかと、そして設問を変えることで恣意的になってしまいますのではないかとと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。今の点について事務局からお願いいたします。

○事務局 いただきましたご意見につきましては、パワーポイント資料の13ページ記載の内容かと思えます。こちらに、重複項目を避けるといったところについては、昨年総合計画を策定する中で高校生アンケートを行っていることからという判断でございましたが、確かに、委員のとおり、高校生、対象者も違いますし、内容につきましても去年と今年でどうだったかということも検討していくべきものだと考えておりますので、いただいたご意見を踏まえながら 設問項目も検討していきたいと考えております。

○塚本会長 よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。その他、ご意見がございますか。

○廣田委員 今の意見と少し関連しますが失礼いたします。市民アンケートの調査結果のところ、下にグラフがありますが、60代、70代が半数以上占めておまして、それで50代を入れると4分3ぐらいの回収率ということで、20年先を見通すことや将来の岩国市を考える時に、本当に10代の意見がとても大事になってくると思えます。

そういうことで、今回高校生のアンケート調査行うことは、とても意義のある内容がこのアンケートから取れるのではないかと考えています。

そして先ほどから意見が出ているように、このアンケートの項目については、教育の現場の方、例えば高校生の教育を行っている方に確認しないと、

設問の仕方によっては高校生に理解できない、こちらが意図したことが答えられないようなこともあるので、ぜひ現場の方と相談をされて、教育管理者と相談をされて項目を作られるといいのではないかなという風に思います。

1つお尋ねしますが、岩国市内に通う高校3年生を対象にしていますが、これは市内の高校生として何人ぐらいいますか。そしてそのうち1,000人を対象にアンケートを行うということでしょうか。

○事務局 高校生につきましては、市内の高校3年生全員を対象としています。昨年実施いたしました総合計画の高校生アンケート調査につきまして、868人回答いただいております、1,000人は少し多いかもしれませんが、800から900人に対して実施していきたいと考えております。

○廣田委員 市内高校3年生全員に行くことはとてもいいことだと思います。回答することは、意識が高く、素晴らしいことだと思いますけれど、この調査が大変ではないかなと思います。回収方法については、本当にその場で回収しないと、小中学校もそうですが、その場で回収しないとなかなか今難しいということで、この辺、学校とのまた調整および理解がないと大変であり、そしてご苦労もあると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。はい、その他何かありますか。はい、お願いします。

○藤本委員 すいません、アンケート調査の件ですが、前回のアンケートをやられた後に、色々分析もされていると思いますが、少し教えていただきたいです。前回の改定した際、地域づくり、地域別の計画策定に向けてワークショップ等は行っていますか。

○事務局 平成28年度のアンケート調査につきましては、改定作業に関するものということで、ワークショップ等は実施せずに改定アンケート調査のみ踏まえて改定作業を行っております。

平成20年に当初策定いたしました段階につきましては、策定段階の中で、ワークショップという形ではありますが、市民懇談会等を開催いたしまして、各地域の皆様のご意見を踏まえて、当初の地域別構想を改定しています。

○藤本委員 すいません、平成20年のことが分からなかったのですが、それ

は地域別で行われたのか、一同に会して地域ごとに行ったのか、今回は地域ごとで行うようですが、前回の平成 20 年の時は 同じように地域ごとに行っていたのか、それとも地域別で一応図りましたよということなのか、その辺りの区別として今回はどういうところが違うのかを説明していただきたいです。

○事務局 先ほどご説明しました市民懇談会につきましては、平成 20 年の策定の際も、岩国ブロック、由宇ブロック、玖珂周東ブロックといった形で地域別に開催しておりますので、今回の意見交換会につきましても 同様の地域別の開催を考えております。

○藤本委員 それともう 1 つ質問させていただきますが、今回のアンケートについては、地域別、年齢年別に考慮して無作為に 3,000 人を抽出というやり方で行うようですが、実際にこの地域別に、年齢別で行ったものを後の地域懇談会には反映できるものなのか、コンサルタントとしてそういうつもりでいるのか。コンサルタントが全部仕切られているのでしょうかから、まだコンサルタントがどういうやり方をされるのか、私たちも聞いてないため、分かりませんが、その辺りは、15 ページを見ると令和 6 年、令和 7 年で分かれているので、アンケート調査はアンケート調査、意見交換は意見交換というやり方なのか、それは地域別で分析もされるのか、地域に考慮してということが、どのようにコンサルタントが言われているのか確認したいです。

○事務局 住民アンケート調査の中で、当然お住まい地域の質問を先に行いますので、回答者の地域の方、例えば由宇地域の方がどういった街を望んで、どういった回答になっているかといったクロス集計を踏まえながら、各地域における実用をアンケート調査の中で踏まえていきたいと考えておりますし、また、アンケート調査の中でも、後々ワークショップを行うご案内も記載しながら、都市づくりにご興味のある方につきまして、ワークショップの方にもご参加いただけるよう周知を図っていきたいと考えております。

○藤本委員 すいません、先ほど都市計画審議会は当分開かれないうこととで、アンケート調査の結果だけを我々の方にはお知らせいただけるということだったと思います。本来であればアンケートを取られる内容も教えていただきたいですが、それは叶わないみたいなので、その辺りを少しお伺いさせていただきます。

○事務局 アンケートの案については、9月には一旦皆様に郵送させていただきまして、当然ご意見をいただき、修正する期間を踏まえて実施したいと考えております。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。そして今のご質問の中で少し回答が明確でなかった部分がありますが、委員が質問した中で、アンケートの結果を受け、地域の特性を踏まえた上で住民のワークショップに望まれるということでもいいのでしょうかというご質問だと思いますけども、それについてはどうでしょうか。

○事務局 その点につきましては。はい。先ほど申し上げたアンケート調査結果、それぞれの地域ごとの状況等を踏まえた形でのワークショップの開催を検討していきます。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。その他、ご意見がありますか。まだこういう状況ですので、何を質問するかも含めて、今後ということだと思いますけど、今ご質問にお答えいただいたように、この実施までの間に1回、どういう形でどういう内容でアンケートを取るということについては皆さんにお示しされるようですから、その時点で十分にご意見をいただいて、ぜひそれも踏まえた形で、アンケートの内容なり形式なりを、有効な回答が取れるような形で実施していただければいいと思います。これは、会長の感想としてお願いできたらと思います。

それと1つだけ蛇足ですが、先ほどありましたが、いろんな計画の手続きのたびにアンケートを取っているということがあって、先ほどおっしゃった継続した設問をするというのも1つですけど、逆にまた同じこと聞いている場合もあるので、都市計画マスタープランとしての意見を聞くということも多分大事なことだと思います。最後は個人の感想でございます。はい。その他ございますか。はい、お願いいたします。

○桑田委員 特に個別の質問ではありませんが、今の市民アンケートのまとめの形において、青のひし形の印がありますが、この分析は誰がつくったのでしょうか、コンサルタントですか、市ですか、色々整合が定まってないように思います。

○事務局 はい、結果の分析につきましては、まずはコンサルタントの提案

を、当時の事務局の方が整合図った結果について掲載しているものと考えております。

○桑田委員 この分析をされる方は今回行う株式会社オオバではないですね。

○事務局 はい。今回も株式会社オオバになりまして、アンケート調査項目の検討を行います。また、この結果のひし形で書いております主な項目につきましても、株式会社オオバの提案を基に事務局の方で修正等を行いまして、最終的に載せていく形になろうかと思えます。

○桑田委員 次回から株式会社オオバも都市計画審議会に参加するということですか。

○事務局 そうです。ただいま契約中でございますので、今回出席が間に合いませんでしたが、次回の都市計画審議会からは株式会社オオバにも同席いただきます。

○桑田委員 本当に、この説明についても何点も聞きたいことがありますが、そんなに時間が取れないので、例えば1個、今後のまちづくりにおいて、特に対する市民の方、アンケートに答えられた方が、災害に対する安心感、これが最も高く、同様の傾向となっていると記載していますが、それに関しては、説明もないのです。

そして、中心市街地や各地域の中心部の活性化という形に分けているところもあれば、それを1つの中心市街地でくくっているところもあります。

あと、少し気になる表現があり、人口減少として、117ページの③の2番目ですが、「人口減少が続く中、今後の都市作りにおいては、商業施設の郊外進出が中心部の活性化に影響を与えない」という表現がありますが、これは行政が言っているのか、すごい気になります。コンパクトシティの理屈はなんとなくはわかりますが、あくまでも産業の話かと思えますし、それを行政が影響を与えないようにまちづくりを進めようということは少し視点が違うと思えます。

そのため、このダイヤモンドのどこについては、すっきりしないなというところがあり、次回以降もそのような報告ばかりなわけだと思えますが、最終的に都市計画審議会としても、しっかり意見は言わしてもらいたいと思えますし、最後の最後、答申の前に都市計画マスタープランがどうなるのかな

とか思います。それで、当然ご努力にも敬意を表しますし、本当に協力的にこう進めていきたいとは思っています。

しかし、今後の防災の話で今、流域治水のことを県が今進めていると思いますが、防災の話は一言も出てきていけませんので、その辺の話も見えずに、最後に資料で出てこられてもどうにも言いようがなくなってしまいます。

今、特に都市計画に防災指針が入ってきていますから、ものすごく視野が広がったと思います。その話を各課で、やっていただければいいですが、まとめきれのかなと思っています。そのあたりの対応として、都市計画審議会の性格と、それ以降に報告を受けて意見を言わせてもらいますけど、なぜこんなに報告が多いのか教えてください。

○事務局 15 ページの今後のスケジュールということでお示しさせていただきます。アンケート調査1つでも、委員の方からもご意見いただいています。が、たたき台ができたなら、設問の問いかけの基調とか色々含めて委員の方々に照会させていただきます。報告については委員の皆さんからも、少し途中経過の報告の数が少ないというところもご意見としてはあると思います。一応その都度の報告の中で、今、委員が言われたような対応を図っていきたいと思っています。

確かに言われるとおり、素案の諮問の段階で、我々事務局として固めた状態いわゆる、整理した状態という認識で、最終的にそこに至りますので、それまでの過程の段階で、当然都市計画審議会に報告をその都度行い、皆さんのご意見なりご指摘なりを拾いながら、修正し進んでいくという風に認識しています。

極力そういったことがないように、努めていきたいと考えていますので、できましたら、その報告をそのように読み取っていただければ助かります。

そして、最終的な諮問の前にパブリックコメントがありまして、パブリックコメントというのは、市民に広く周知でご意見求めるということになります。前段の下から15ページの都市計画マスタープラン素案の段階で、ある程度皆さんの意見を拾って整理したものを市民の皆さんに広く周知してご意見を求めるということをしていないといけないのかなとは理屈上は思っています。

それをもって、市民のご意見があつたのを整理した上で最終的な諮問にかけ、諮っていただくという流れになりますので、報告というその表現の中でしっかりと、極力委員が言われたところ含めて対応させていただきたいと思っています。

○桑田委員 すいません。よろしくお願いします。本当に防災、先ほども言いましたけど、今山口県が流域治水プロジェクトを進めていると思いますが、岩国市としても、例えば島田川とか川とか平田川とか、居住誘導区域に引っかかるようなところもあるでしょうし、こういった連携がすごく大事だと思います。各課との連携が都市計画化だけで進められるものも当然ないです。庁内で調整はされているというスケジュールではありますが、本当にしっかりと答えられるようなその防災の取り組みもしていただかないと、市民の方が1番関心を持っている災害に対する安心感、そのことに答えた計画はできないと思います。

私どもも質問する機会が少ないということも心配していますし、しっかりと連携を取っていただき、最初でも途中で結構ですから、しっかりとこちらからの質問を正確に、例えば根拠法令、また国からの通知、そういったことも踏まえて、きちんと、都市計画の感覚的な話ではなく、きちんと根拠を示してお答えしていただけるよう、各課の連携をしっかりとっていただいたうえで、進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局 はい、ありがとうございます。進め方については、ご意見を聞き、そして答えていただく時は、かなりきちんと根拠も含めて精査したものであるということの思いがありますので、よろしくお願いいたします。

○武田委員 少しだけすいません、今委員の指摘に近く、少しずれているのかもしれませんが、先日別の会議でも、取りまとめの中で、やはり部署というか、そちらの方の今までの取りまとめの仕方っていうものに縛られると、客観的に見られた時に閲覧した方が、少し表現がそぐわない場面があるかと思います。そして、これは都市計画審議会で進めることであれば、どなたから見ても、トータル的にバランスが取れた表現に意識してもらえたらある程度の整合性が取れた形になると思います。少し今、委員の指摘を聞きながら感じたので、発言させていただきました。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。重要なお指摘だと思いますので、しっかり次回以降もご説明していただきますようお願いいたします。それではちょうど時間が今30分ぐらいなりまして、実はもう1つ報告がありますので、もしよろしければ次の報告に進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。それでは今のご意見を踏まえまして、計画策定の手続きについて、作業を十分意識しながら進めていただければと思います。

以上で、報告第 21 号、岩国市都市計画マスタープランの改定についてのご報告を終了いたします。

○塚本会長 次に、日程第 3、「報告第 22 号、岩国市立地適正化計画の改定について」でございます。本計画の改定については、現在、「岩国市立地適正化計画推進協議会」において議論しながら進めているところでございますが、7 月 10 日に開催しました 第 4 回の推進協議会についてご報告していただくということでございますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 はい、それでは、報告第 22 号 岩国市立地適正化計画の改定「第 4 回岩国市立地適正化計画推進協議会の報告について」ご説明いたします。

本計画の改定作業につきましては、現在、学識者等から構成される「岩国市立地適正化推進協議会」にて協議、助言をいただき、庁内関係各課と調整を図りながら改定を進めており、協議会の審議内容についてはその都度、都市計画審議会に報告、ご意見をいただいております。

今回の報告につきましては、前回 5 月に開催しました都市計画審議会においてご意見をいただきました「液状化」に関するご意見への対応と 7 月 10 日に第 4 回の推進協議会を開催いたしましたので、そのご報告をさせていただきます。

それでは、本日の報告内容の前に、最初にこれまでの立地適正化計画に報告内容を簡単におさらいの意味も含めましてご説明させていただきます。

それでは、まず全体的な工程として 2 ページに推進協議会のスケジュールを示しております。全 5 回の協議会での改定作業につきまして、これまで 4 回が終了したところです。

なお、推進協議会の委員名簿につきましては、本日お配りしております資料をご確認ください。

これまで本計画改定の主なものになります防災指針の概要、各種災害ハザード情報等により抽出された防災、減災上の課題の分析、防災まちづくりの将来像と具体的な取組について議論を行い、今年 2 月の第 3 回協議会において「防災指針（素案）」を取りまとめました。

今回報告を行います第 4 回では、現在の計画書に、防災指針（素案）を取り込んだ改定版の「立地適正化計画（素案）」を協議させていただきました。改定版の内容については、後ほどご説明いたします。

ここで、簡単にですが立地適正化計画の内容について、改めて、ご説明させていただきます。立地適正化計画は、今後の人口減少を見据え、一定の人

口密度に支えられた居住や医療、福祉、商業、公共交通等の多様な都市機能がまとまって立地するよう、既存の都市機能の維持や、緩やかな立地の誘導を長時間かけて行うとともに、公共交通との連携によるまちづくりを推進する「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを実現することを目的としております。

次に計画で具体的に定める事項についてです。本計画では人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に維持できるよう「居住誘導区域」を設定します。さらにその中に医療、福祉、商業等の「都市機能誘導区域」を設定し、居住誘導区域には居住の集約を、都市機能誘導区域には、誘導施設として位置付ける、医療、福祉、商業等の施設の集約を目指しています。

次に今回、改定を実施する理由ですが2点ありまして、1点目は、本計画の根拠法となっております、都市再生特別措置法が改正され、「居住誘導区域」内で行う防災対策、安全確保策を定めた「防災指針」を定めることが規定されたことです。

2点目は、法令に基づく5年ごとの定期見直しを行うものです。

次に、防災、安全対策を定める「防災指針」を本計画に定めることで計画内容がどう変わるかということについてですが、現計画では、先ほどご説明しましたが、持続可能なまちづくり、集約型都市構造の実現のため、各地域の将来の人口密度や商業施設の立地、公共交通へのアクセス性や安全性を加味したうえで、居住誘導区域を設定し、住民に対する居住地選択の働きかけにより将来にわたり緩やかに居住を誘導し、コンパクトシティの実現に繋げることを目指しております。防災指針の概念となる災害リスクを考慮した計画へ改定、バージョンアップすることで、従来の商業施設や公共交通等が確保された日常生活に便利な区域というだけでなく、災害リスクに対する安全性も踏まえた居住誘導区域を整理することで、より安心安全な居住地の選択へ繋がるものと認識しております。

次に、防災指針の策定についてです。防災指針は、居住誘導区域では「住宅」を、都市機能誘導区域では「誘導施設」の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災対策、安全確保策を定めることとされております。

そこで、本市では、各種災害リスクに対してどのような方針で対応するかという観点から、リスクを「回避させる施策」もしくは「低減させる施策」の二つの観点で整理することとしました。

「リスクを回避させる施策」については、災害リスクの高いエリアでは建築行為を規制することや、災害ハザードエリアを居住誘導区域から除外する、というもので、そもそも、リスクの高いエリアに人や施設を誘導しな

い、立地させない施策となります。

「リスクを低減させる施策」については、河川の改修やポンプ場の整備といったハード対策や災害に対する啓発といったソフト対策を行うことで、災害リスクを低減させることで、市民の命を守るための行動に寄与するものとなります。

この2つの施策を総合的に組み合わせることで、計画的かつ着実な防災、減災対策に取り組むこととします。なお、実施施策については8ページに

「実施プログラム」という形で「実施主体、区域、工程」をまとめて、今後誘導区域内において、計画的かつ着実に必要な防災減災対策に取り組み、一層の安全性の強化を図っていくこととしております。以上で、簡単ではございましたが、前回までの報告事項の説明を終わります。

次に、「2. 前回の都市計画審議会での意見対応について」、ご説明させていただきます。

内容としましては、前回の都市計画審議会において、9ページ右下の液状化被害に対する取り組み方針として「ハード整備は困難であるが、ただちに危険というわけではないため、居住誘導区域とする」の記載内容について

「危険性を認識しているにも関わらず居住を誘導するのか」とのご指摘をいただきました。

ご指摘につきましては、前々回の今年1月の都市計画審議会の資料では9ページ左下に示しておりますが、「防災意識の向上に寄与する情報提供などのソフト対策を組み合わせて取り組みます」という推進協議会資料をそのまま掲載しておりましたが、前回の都市計画審議会で、前回報告のおさらいとして簡略化して作成した資料で、ソフト対策に関する記載を省略して説明したため、誤解が生じてしまったものです。

10ページに都市計画審議会のご指摘を踏まえた修正案を記載しております。修正案の中で、リスク管理の必要性や啓発活動といったソフト対策を実施していく旨の記載をするとともに、本書においても液状化に関する啓発コラムを記載し、危険性等の周知を図っていきたいと考えております。

なお、修正案については、推進協議会でご報告させていただき、了承をいただいておりますので、改定版の計画書に反映しております。

11ページが、液状化に関する周知コラムです。これまで掲載していたものを、液状化のメカニズムや発生傾向図について紹介し、事前のリスク管理として周知を図っていきたいと考えております。コラムについては改訂版計画書の105ページに記載しております。

次に、「3. 第4回岩国市立地適正化計画推進協議会の報告」についてです。先ほどご説明しましたとおり、第4回協議会では、現計画書に防災指針

を取り込んだ「改定版岩国市立地適正化計画（素案）」の議論を行いました。

内容につきましては、事前配布しました資料「改定版（素案）」に沿ってご説明させていただきますが、まず、今回作成しました素案の要点についてご説明します。

1つ目は、改正のメインとなります、これまで議論してまいりました防災指針の本書への統合です。内容については、推進協議会、都市計画審議会での意見を反映させるとともに、現計画書の安全性の項目の充実を行い、防災関連の追加として第6章の追加、誘導施策のなかに防災減災施策を追加しております。

2つ目は、5年ごとの法定の見直しとして、計画書内の図面、数値等の更新、関係法令改正に伴う記載事項の変更をしています。また、現計画書の構成が分かりにくいといった意見をいただいていたことから、若干の構成変更を行っております。

これら2点の修正を、改定版（素案）において、防災関係の修正を赤で、定期見直し関係の修正を青で示しております。

それでは改定版（素案）の主な修正点についてご説明させていただきます。モニターには現計画書を表示しますので、お手元の資料で変更後モニターで変更前を合わせてご確認いただければと思います。

まず計画書全体の説明として、目次をご覧ください。防災指針に関する修正項目を赤字で記載しておりますが、大きな変更点としては、第6章として、防災指針の主旨を示した「防災減災対策の取組方針」の追加、第7章は、現計画にも「防災、減災対策の推進に関する施策」はありますが、防災指針により取りまとめた防災減災施策を合わせ、章の名称を「誘導施策、防災減災施策」としました。

それでは第1章から変更点についてご説明します。青線で囲っております2ページ3ページについてですが、これは、現計画書の冒頭部分において、計画についての説明や創設された経緯、語句説明が無いというご意見を踏まえ整理したものです。具体的には現計画書のP. 4、P. 5に記載しておりました計画制度の概要を改訂版ではP. 2、P. 3に持っていき、掲載順を入れ替えることで計画書として分かりやすく修正しました。

次にP. 7の「6. 改定の背景」として、今回防災指針に関する改定の背景となりました昨今の頻発、激甚化する災害状況とそれに伴う法改正の内容を記載しています。1章の主な変更点は以上です。

次に2章の岩国市の現状と課題についてですが、この章は人口や市街化の動向等の市の現状データを収集し、課題を整理する章ですが、こちらについ

ては、データ収集の根拠について（なぜこのデータを整理するのか）の説明が無いとのご意見を踏まえ、章の冒頭に国において集約型都市づくりに向けて重要視されている項目の説明を加えております。

なお、現時点で最新データの反映ができていない項目、例えば 24 ページ 25 ページなどがありますが、こちらについては今後、最新のものに更新していきます。2 章の主な変更点は以上です。

次に 3 章についてですが、この章のなかで説明する「立地適正化計画で目指す都市の姿、目標、方針」の掲載順が分かりにくいとのご意見がありましたので、章の構成を整理するとともに、章の名称を「立地適正化計画の目標と目指す市街地構造」から「まちづくりの基本方針」に変更しました。変更内容については、掲載の順番を、最初に「本計画で実現する都市の姿と目標」とし、まず本計画の目標を整理し、その実現に向けた方針の説明を記載しました。

その説明の後、58 ページからですが、集約型都市構造実現のための「拠点」「公共交通軸」「居住区域」の設定についての説明を関連計画の図面や居住イメージのイラストを交え、記載する等、掲載順の入れ替えを行いました。

また、65 ページに各居住区域における災害に対する取組方針を追加し、防災減災に関する市の関係計画による現在の取組状況の説明や本計画における防災減災にかかる取組方針を記載しました。3 章の主な変更点は以上です。

次に 4 章の誘導区域についてですが、現計画書に記載している「区域の定義、考え方」が、国の指針等をそのまま記載しており、市の計画としての主体性が薄いといった指摘がありましたことから、記載方法を改めております。

この記載方法の変更については、68 ページのにぎわい居住区域のほか、76 ページの都市機能誘導区域、5 章 88 ページの誘導施設の説明においても同様の変更を行っております。また、現計画書 P. 66、P. 67 において記載しておりました国による区域設定の取り扱いが分かりにくいといった意見がありましたので、改定版の 75 ページに区域の考え方と本市での指定状況を表でまとめたものを参考資料として掲載することとしました。4 章の主な変更点は以上です。

次に 5 章の誘導施設の修正箇所については、先ほど説明しました 88 ページの説明方法の修正を行っております。5 章の主な変更点は以上です。

次に 6 章「防災減災対策の取組方針」ですが、先ほど目次のところで報告させていただいたとおり、今回の改定のメインとなる「防災指針の要素」を新規の章として追加したものとします。

そのため、この章は、推進協議会や都市計画審議会でご報告させていただき取りまとめた、「各種災害ハザード情報等により抽出された防災、減災上の課題の分析」や「防災まちづくりの具体的な取組方針」についての記載内容となっております。101 ページには先ほどご説明しました液状化に対する取組方針の修正したものを掲載しております。また、105 ページには液状化に対する啓発コラムを掲載しております。今回の改定で追加しました 6 章の説明は以上です。

次に 7 章「誘導施策、防災減災施策」ですが、目次でもお伝えしましたが、防災減災にかかる施策を追加項目としています。

また、時点更新として令和 2 年の策定後に新たに加わった施策を青文字で記載しております。

今回新たに加わった施策は 2 点あります。

1 点目は、108 ページ「(1) 住環境の向上に関する施策」の 5 つ目の「南岩国駅前地区のまちづくりの推進」を新たに加えました。

南岩国駅前地区は長期未着手の土地区画整理事業がありましたが、昨年 12 月に区画整理の廃止したことから、区画整理にかわる新たなまちづくりの推進に係る施策を追加しました。

2 点目は 109 ページ「(4) 交通環境の向上に関する施策」として「新岩国駅周辺における安心、安全な地域交通空間の創出」を新たに加えております。これは、令和 4 年度から実施しております新岩国駅の駅前広場の整備事業を追加しております。

そして 112 ページからの「3. 防災減災対策の推進に関する施策」の中で、防災指針でまとめました「災害リスクを回避するための施策」、「災害リスクを低減するための施策」をそれぞれ記載し、P. 120、P. 121 で実施プログラムとして各取組施策の実施主体、実施状況、実施工程を記載しております。7 章の主な変更点は以上です。

次に、8 章『計画の推進に関する事項』ですが、ここでは計画推進のための目標値設定などを行っております。

この章の主な変更点としては、③自然災害に備えた既成市街地の再編に関する取組の目標値として設定しておりました「緊急避難場所の確保」を 127 ページに記載しております 2 つの新たな目標値に変更します。変更理由についてですが、スクリーンに現計画書の記載内容を表示しておりますが、策定時に目標値設定しました「地区単位で各災害種別に適合した緊急避難場所の確保」についてですが、令和 22 年の目標値が市全域でクリアという目標値設定となっており、毎年進捗管理として数値把握を行っておりますが、進捗管理が難しい実情となっております。今回の改定にあたり関係部署等への意

見聴取においても同様の指摘がありましたので、今回目標を変更することといたしました。

1つ目の目標は、河川洪水対策の推進として、「河川護岸の改修、整備」を挙げております。防災指針において関係計画として連携している、国土強靱化地域計画の目標値である改修件数を掲載しております。

また、2つ目の目標ですが、ソフト面として、河川氾濫ハザードマップの公表河川の拡大を挙げ、ハードソフト両面から市街地の防災力の向上に向けた目標を新たに設定しました。

また、スクリーンに映しております現計画書の【期待される効果】についてですが、計画策定後、関係機関から「期待される効果」を掲載する必要があるのかといった指摘をいただいております。また、事務局としても設定している数値の検証を行ったところ、「中心市街地における歩行者等通行量」については平成30年度14,592人/日について、令和4年が10,853人、令和5年が11,110人と新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、数値比較が難しい状況となっております。

また、「快適な生活環境の整備」に対する市民満足度の数値については、対象とする市民は全市を対象としたもので、本計画の誘導施策に対する効果という点では直接の影響度が低いと思われることから、この項目は今回の改定の中で削除することとし、記載しております目標値管理を適切に行い、本計画の推進を図っていきたいと考えております。策定後間もない段階での変更、削除となってしまいますがご理解いただければと思います。8章の主な変更点は以上です。

最後、参考資料ですが、144ページに「2. 災害リスク別課題と取組方針図」として、推進協議会で議論しました災害ハザード情報の重ね図を参考情報として入れております。

なお、掲載しているハザード情報は推進協議会での協議資料であるため、最新のハザード情報については、98ページのハザード情報収集のコラムのなかの重ねるハザードマップへの誘導をしていきたいと考えております。

また、172ページ以降の計画の策定、改定の経過については、第4回推進協議会までのものとなっておりますが、来年3月の改定まで経過を更新していきます。

198ページ以降の用語解説については、現在内容の調整段階ですが、今回の改定から用語解説から該当のページにも飛べるようページ番号を記載していきたいと考えています。

以上が第4回岩国市立地適正化計画推進協議会で議論しました現時点での改定版の素案の説明となります。なお、推進協議会では素案について概ねの

理解はいただいておりますが、計画書をもっと分かりやすくした方が良いといったご意見もいただいておりますので、引き続き計画書の構成等について最終調整していきたいと考えております。以上が、3. 第4回岩国市立地適正化計画推進協議会の報告です。

最後に、4. 今後のスケジュールについてです。推進協議会の日程を緑色、都市計画審議会を青色で示しております。

本日ご説明しました改定版の素案につきましては、都市計画審議会等の意見を踏まえ、修正を行ったのち、10月に1か月間パブリックコメントを行い、広く市民の皆様の意見をいただく予定としております。

その後、来年の1月に改定版の案について推進協議会に、2月には都市計画審議会に報告、意見、助言を経て、3月の公表を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

長くなりましたが以上で、第4回岩国市立地適正化計画推進協議会の報告とさせていただきます。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。説明いただきましたが、非常に膨大な内容で、1つは現計画の改定ということですので、そもそもということではないということ。あと、今回の改正に伴う変更なり、それを時点修正ということで、いくつかの報告がございました。最後のスケジュールのところで言いますと、あと2回報告でしたかね。今日も含めて2回ですか。

○事務局 はい、都市計画審議会はあと1回です。

○塚本会長 はい、これを見る限り、10月のパブリックコメントが終わった後で大々的な変更というのは多分ないでしょうから、今回が内容について、ご意見なりを言えるチャンスかもしれませんし、今日のご説明を見ますと、この場で全部のご意見をいただくっていうのはなかなか時間的にも内容的にも大変だと思いますので、先ほどのこと言えば、1回またご意見を伺うチャンスがあるのかも含めてですが、とりあえず、今日ご説明いただいた中で、ご質問なりご意見なりあればお願いいたします。はい、じゃあお願いします。

○桑田委員 すいません、1つだけ言葉の意味を確認させていただきます。112ページの「河川等の護岸や堤防の強化」ということで、いうまでもなく、岩国市は瀬戸内海に接していますので、中小河川が影響を受ける河川が多くて、ただ、その河川の中でも、いわゆる河川法の適用のある準用河川と普

通河川、いわゆる水路みたいなものですね、水路が法の適用になっている河川、重要河川が少ないですよね、岩国市は。元河川課長もやられていたもので、今、普通の河川も含めて何本ぐらいあるのですか。そのうち重要河川が、由宇が26あって、本庁が5、6本あって、かなり少ないですよね。この河川というのは、これ法定外公共物も含むのでしょうか。普通河川を含むのか、重要河川なのか、この点だけ教えてもらいます。

○塚本会長 ご回答できますでしょうか。

○事務局 はい。一応、普通河川、市が持っているのが大きく普通河川ということですが、普通河川までは対象として見ております。ですが、当然県が管理する河川については当然対象というところです。

○桑田委員 この河川等には重要河川だけではなく普通河川も含むということですね。

○事務局 そうですね、はい。

○塚本会長 はい、あとでも結構でございます。ご意見、ご質問等あれば。はい、お願いします。

○長岡委員 膨大な資料なので、私、液状化について少し説明していただきたいのですが、この資料の11ページに、液状化についてあります。それから、この大きい資料については、液状化っていうのが144ページに資料として示してあります。やはり液状化っていうのは地震が発生すると液状化になるということですが、この11ページの後ろの資料においてはですね、液状化に対してできることという欄がありますが、要するに、もしもの時に備えることが重要ですよという風に書いてあります。地盤改良が必要だけでも多大な費用が必要とある。

では、どうすればいいのかということがよく分らないです。また、地震の震度がありますが、震度いくらぐらいで、それは地盤によって違いますよね、震度どれぐらいだったらどういう風になるかという、目安みたいなものが、分かりにくいです。まず、市としては、市民に対して、液状化に対してどういう風にしてもらいたいのか。この地図、144ページによると、ほとんどのところが埋立地、干拓地になっていますから、埋立地、干拓地が液状化しやすいわけですね。だから、ほとんどがなっています。では市民はどう

したら良いのかということ具体的にちょっと説明していただかないと、対策してくれと言っても、費用がたくさんかかりますよっていう風を書いてあるだけで、どうすれば良いのかというのは、どういう風に考えたら良いですか。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。今のことについて、いかがでしょうか。

○事務局 はい、ありがとうございます。言葉が妥当かどうか分かりませんが、本来であれば ソフト対策とハード対策というのがあると思います。ソフト対策については、広く市民の方、あと事業者の方、当然行政も含めてですね、ハザードマップ等、液状化現象に対するリスクを広く周知して、十分認識して、起こった際には行政が全て皆さん逃げてくださいと言うのではなく、各個々がそういった意識を持って、個別に自分の防衛策として事前の行動を図るなり、そういった意識を高めていただくということと、あと、ハード対策というのは、液状化に対するハード対策というのは、液状化のガイドラインというのを国が出してしまっていて、大きく言うと、地下水が高いから地面が揺れた時に分離して基礎が浮いたり、道路が歪んだり下水道が破断したりという現象になるのですが、地下水を下げましょう、地下水を低下する工法とか、あと、地盤をセメント系のものを注入して固めましょうという、大きく2つの理屈の方法が示されています。ただ、全国的な事例を見ますと、この事前の防災として、この液状化のハード対策をやったという事例が一応確認したところなくて、過去に東北の震災とか熊本の震災等々ですね、あと北海道でも震災がありましたが、震災が起こって液状化現象が起こったところについては、今後起こったらいけないということで、そういうハード対策に取り組もうとしている市町もございます。

ただ、その事例を見てみますと、そのハード対策をやってどれぐらいの効果があるのかとかですね。そういった調査、どういう風なハード対策をするための事前調査が必要ですが、どういう事前調査をしたら、適正な調査なのかといったところも含めて、まず明確に、整理ができてないという状況でございます。

そのため、当然、肝心の道路とか公園とか、市が、行政が管理する部分もありますが、個人の財産としての土地もそういった対策をするとなると、これも千葉県の浦安市の方が、東北の震災の関係で液状化が起こりまして、個人のそういった液状化対策のですね、お金の話をするつもりはないのですが、実際お金がかかるということをお伝えしたいので、お金の話を

しますが、1宅地あたり、一般的な宅地であっても、安くて300万から500万とか、しっかりやれば900万とかで、面的にやれば、候補としては、道路と土地の区画を一体的に広い面積でやるというのがありますが、それでいくと、25億とか45億とか膨大なお金がかかるという実情が、現在の日本の液化の実情ということを確認しております。

そのため、国もそういったガイドラインを示しておりますが、明確に費用対効果っていう意味で、投資に対して絶対に起こらないのかってところは、なかなか現実的ではないということも示していますし、ただ、やらないよりはやった方がいいというところは間違いないのですが、そこにはですね、なかなかそのお金のことを言っではいけないんですが、そこまでの効果があるかというのものはつきり分からないというところにございますので、ある程度、全国的な市町の動向とかも見定めながら、今後しないというのではなく、必要とは十分認識しておりますが、やはりその取り組むというところについては、予算、予算というといけないのですが、その個人の財産等の話もありますし、そういったその実情、動向を見させていただく必要があるのかなという意味で、ハード対策を明確にその施策としてうたっていないというところでございます。そのため、今何ができるのかと言いますと、意識を高めてもらう、市職員も含めて、液化化というのはこういうもの、こういうリスクがあります。自分の家はこういう状態のところにあります、というのをまず知っていただく、その認識を高めてもらった上で、もし必要であれば、個人のお宅に、例えば、余裕があれば、自分のところだけ液化化対策をする等、そういったところの意識向上にも努めていきたいというところでございます。一部を固めても、隣が緩んだら、段差になってしまい、なかなか対応が非常に難しいという実情にございますので、そういったところで、少々説明しづらいところではありますが、実情ご理解の上、今の整理はこういう段階にしているというところでご理解いただきたいという風に思います。

○長岡委員 すいません、もう1回。はい、簡単に言いますと、今おっしゃった通りですね。液化化が問題になったのは、阪神大震災ですね。ポートアイランドが揺れて、水が湧いてきて、ビルが倒れるというところで、今説明があったように、岩国でどれぐらいの頻度があつて、どの地域になるかっていうのは、これは、僕はクエスチョンだと思います。液化化は、今おっしゃったように、1つのとこだけやってもしょうがないです。その辺で、詳しく場所を示していらっしゃる、それは用心しないといけないというのはよく分かりますが、具体的なものがないと、じゃあどうすればいいのか、液化化というのは分かりましたが、ではどうしたらいいのか。どれぐらい来たらどう

いう風になるのかいうのを、やはりある程度示していただかないと、用心にもしようがないと思います。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。時間もありますので、ご回答も、先程と重複するかもしれないので整理しておきますが、立地適正化計画の中で、今のお答えに対して、計画としてお答えになる必要があるのか、別の防災対策の中で話し、扱うことなのかも踏まえて、この計画の中にどういう風な形で盛り込むのが適切で、なおかつ必要十分なのかという辺りは、今ご検討されている途中だという風に聞いていますので、その中で明確にしてくださいとありがたいかと思いました。

○長岡委員 はい。私、居住地がね。はい。全部かかっているから。

○塚本会長 多分、その後ご心配を持ったと思いますので、ありがとうございます。ほかにありますか。

○武田委員 今の件ですが、液状化については、その地震の強さ、また長さによっても影響が変わってくると思うので、そこの辺りは、学術的には多分まだ出ていないのでしょうか。ということになれば、今、長岡委員が指摘されたことというのはちょっと現段階では対応難しいのではないかと思います。であれば、そこのところは、やはり今後の動きを見ながらやらないと、なんでもかんでも行政が出さないといけないというのは少々無理があると僕は思います。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。ご意見として。はい。そのほか、液状化のことだけ以外に、相当膨大なご説明がありましたが、何か気になった点とか、今後まとめられるにあたって、こんなことを検討して欲しいとかいうことでも結構ですし、単純なご質問でもよろしいのですが、いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

○藤本委員 この資料見ながらですが、災害で河川が氾濫するっていうことは滅多にないような感じがします。今まで起きた災害の中で、岩国市は、ほぼ内水氾濫ですよね。内水で家屋が浸水するっていう被害が多いわけですが、まず目の前で1番近いところが、その内水氾濫についての対応というものが各地域で違うわけです。1日浸かってないからもうこれは対応しないでもいいですとか、内水の話なのか、河川氾濫の話なのか、そこの辺りが、読みなが

ら整理がなかなかつきにくいのですが、ただ、被害が起きているところは間違いのないわけで、そこへ対する対応はあったり、なかったり、地区によってということになっているのですが、その辺りもう1回説明してもらえますか。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。今のご質問にご回答できますか。よろしいですか。お願いします。

○事務局 それでは、計画書の素案の120ページ、121ページに記載しておりますが、防災減災分野にかかる実施プログラムというところになりまして、こちらの方で関連する災害種別に応じた対策をそれぞれまとめております。委員おっしゃいました内水対策につきましては、災害リスクの軽減といったところの「3. 浸水エリアにおける排水機能の強化」という位置付けで、排水路の整備、ポンプ場の整備等を段階的に行っていく計画となっております。

○藤本委員 ですので、ハザードマップの方では 由宇も玖珂、周東も内水氾濫の箇所っていうものはあるわけですね。ですが、対応するのは岩国市内だけの対応ということがありますよね。

○事務局 ご指摘いただきました内容につきましては、市の担当課の河川課、都市排水施設課等の協議を踏まえまして、今実施予定のポンプ場の整備等につきましては、記載の通りという話で今伺っておりますので、そのような記載を行っているところでございます。

○塚本会長 はい、今の回答でよろしいでしょうか。

○藤本委員 じゃあ、それをここに書くっていうのはいかなものかと思えますね。実際にこれ立地適正化計画ですね。担当課がそう言っているから、そうですという言い方はやはりちょっと。

○事務局 はい、藤本委員が言われる意味はよく分かりますか、その集約型なので、市街地というのは旧岩国市、市街地だけじゃなく、由宇、玖珂、周東だって、その集約エリアがあるのではないかということ。そう言った中で、施策がそういった場所がないという、ある意味ごもっともなご指摘をいただいたという風に認識しているのですが、現時点で、策定するに

あたってはですね、今取り組んでいる施策を挙げて、今後のその具体がないというところについて、そういった表記っていうのができておりませんので、今後、今委員が言われた点につきましては、そういった集約の場所というのは旧市街地だけではないので、そういったところも含めて、関係課の方にも調整、取り組み等について 調整を図っていく必要があるのではないかなという風に思いましたので、そういった形で、現時点については読み取っていただきたいなというところでございます。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。ちょっとご検討いただけるということで。

○藤本委員 先程、桑田委員が言ったように、結局バラバラのものを寄せ集めているので、どうなっているのかよく分かりません。その担当課が言っているのがこうです。と言っても、立地適正化で、一応、都市計画の中での話なので、区域内の話ですよ。その中で内水氾濫があっても、旧市内の内水氾濫の方は対応するけど、他の由宇地区と、玖珂、周東の都市計画区域の立地適正化計画のところには、対応しないということになりますよね。それをこれに載せるのはいかなものかという考え方になるのではないかな。いや、載せるのをというか、実際にそれしかやらないというのはいかなものか。

○事務局 すいません。色々、先ほどからご意見ありがとうございます。委員が言われるように、旧市もやりますし、当然玖珂、周東も今も事業もしています。今回も、玖珂でしたら周東ですかね、千束川とかも改修したりもしていますし、ここに挙げさせていただいているのは、そういった内水氾濫に対する主なものを事業として挙げさせていただいておりますが、その他をやらなくとかしないとかっていうのはございません。

○藤本委員 取り組み必要なしというのはどういうことであるという話です。ページで 163 ページ、浸水想定区域がないというのは、にぎわい居住区域はどこを指して言っているのですか。

○塚本会長 すいません。いかがでしょうか。今お答えできるのであればお答えいただきたいと思います。

○事務局 すいません、今藤本委員が見られているのは、一応、河川氾濫というところのマップという認識、解釈で見ていただいたら、浸水するところ

はないというマップになっています。すいません、説明が不足していたのですが、内水マップは現在、策定中で、内水マップについては、まだミリミリ正しい正確なのを作れていません。

○藤本委員 結局、その内水マップを作ったら、きちっとこれに載せて、対応まで考えるということですね。

○事務局 はい、当然します。

○藤本委員 また改定がくるということですね。

○事務局 その時には、はい。

○藤本委員 その時というのはいつなのか。これはいつ作るのか。

○事務局 5年後の見直しの時、定期見直しになります。現在、下水道課の方が、このレベルのマップの内水版を策定しております。現時点の改定の段階では、策定中で間に合わないという状況にありますので、作業は予算取り等色々ありますので。

○藤本委員 間に合わないとはどういうことなのか。

○事務局 現時点ではないということです。

○藤本委員 5年は何もしないということか。

○事務局 いや、そういうことではなく、マップの作成が、立地適正化計画の次の改定の時には内水マップができていますので、内水マップに対しての反映はしますということです。

○藤本委員 では、そういった一言でも、そういう証明ではないが、今現時点で策定中だからというようなので、そういったところについては現時点でも対応していくというような書き方をしていってもらわないと、これ取組方針必要なしといった、こういった書き方をされると、それは当然税金払っているのに、なにもしてくれないのであれば、税金は払わないということになるのでは。

○事務局 言われるように、この河川氾濫区域とは、島田川に対してのため、我々は、川というのは、別に大きい小さい関係なく、それによつての浸水が起こつてまいりますので、ここら辺の取組方針は必要なしというのは、実際は市として取り組んでおりますので、ここの表記のところ、そこは今言われるように修正させていただきますし、現実、そういうところは、河川、水路を含めて浸水しないような対応は今もしておりますから、その辺りが分かるような表記の仕方にさせていただきます。

○藤本委員 すいません。じゃあ、その表記というのもきちつと、内水に対して、大体河川氾濫で災害起きてないですよ。今までほとんど。そのため、市にとっては1番、内水対策が1番必要なのですが、そこに重きをおいて、これ県だから関係ないとかではなく、やっぱりそこは重きを置かないと。

○事務局 はい、趣旨をわかつておりますので。

○塚本会長 すいません、新たなものがなければ、今の件もそれでよろしいでしょうか。一応伝わっていると思いますので。

○事務局 はい、そこは言われるとおり。

○藤本委員 あと、バックしてください。

○事務局 はい、また説明させていただきます。

○塚本会長 はい、今の件以外で何かございますか。予定の時間は過ぎているのですが、内容が内容で結構ボリュームがあるので、逆に今の説明だけで全部理解するのは難しいと思いますので、今日のご説明をお聞きになった上で、もし今日、議決という話とレベルの違うことではあると思いますので、この後で、ご質問とかということでも、もしあれば受け付けていただけますでしょうか。

○事務局 はい。

○塚本会長 はい、ということで、ここで何も言わなかったからというもの

あれですので、できれば皆さんにとっても、市が作っていかれる計画ですので、できれば使えるものにしていきたいと思いますから、ご意見がございましたらこの場、もしくはまたいただくということで、それを受付けていただくということでよろしいでしょうか

○事務局 はい。

○塚本会長 はい。では、少々時間も少し押しており、皆さんもご予定があるかと思うので、この件については、もしよろしければ、この辺りで時間ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。何度も言いますが、ご理解、気になるところがあれば、またご質問させていただいて、良いものにできるようにご協力をお願いできたらと思います。はい、ありがとうございました。それでは、皆さんのご意見を踏まえて、改定作業の方はぜひよろしく願いいたします。ということで、少々時間が長引いてしまいましたが、皆様のご協力により審議を行うことができました。お疲れ様でした。それでは、事務局の方から連絡があれば、よろしく願いします。

○事務局 塚本会長、スムーズな議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

事務局からの連絡事項といたしましては、先程アンケート調査についてご説明いたしましたが、アンケート調査の方針、内容がまとまりましたら、9月を目途に委員の皆様にご連絡させていただきます。また、立地適正化計画の改定案につきましても、パブリックコメントの実施前、9月を目途に、今いただきました内容につきましては、修正点踏まえたものを、また委員の皆様にお送りさせていただきますので、ご確認いただけたらと思います。以上で事務連絡を終わります。 それでは、以上を持ちまして第38回岩国市都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

[16時00分 閉会]

岩国市都市計画審議会条例施行規則第13条の規定により署名する。

令和6年9月25日

議事録署名委員 藤本 泰也 _____

議事録署名委員 豊島 貴子 _____